



特集『議会改革』

市民の皆様から信託いただきました4年間の任期中(平成19年9月から平成23年8月)に取り組みました主な議会改革をご紹介します

議 会 と は

◆議会のしくみ

■議会は必要な機関
憲法第93条により、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」と規定されています。

■市民が直接選びます

柏市議会議員は、満20歳以上で、柏市に3カ月以上住んでいる方の直接選挙により選ばれます。

■地方自治運営の両輪

議会の仕事は、地域の諸問題について住民を代表しての議論を通して市の意思を決定することと、市役所の事務を監視することです。議会の決定がなければ、市役所は重要な事務を執行することができません。しかし、市役所の事務の執行がなければ

◆市議会議員

柏市議会議員は、満25歳以上で3カ月以上柏市に住んでいる方が立候補した中から、選挙によって選ばれます。任期は4年(現議員の任期は平成19年9月1日から平成23年8月31日)です。また、議員定数は条例で36人と定められていますが、現議員の任期に限り40人となっています。なお、平成23年7月1日現在の議員数は34人です。

◆市民と市議会

市民サービスは停滞します。議会と市役所は互いに独立し、緊張関係にあると同時に、市政発展のため協力関係になければなりません。このことから、議会と市役所は地方自治運営の両輪と言われています。

■請願と陳情

市民の要望や意見を市政に反映させるための方法として、請願書や陳情書を議会に提出することができます。請願書を出すには、1人以上の議員の紹介(署名)が必要です(陳情書は紹介議員不要)。請願は議会で審議されませんが、陳情は審議の対象にはなりません。議長の許可後に全議員に陳情書の写しを配付します。

■傍聴

本会議については、市役所本庁舎7階の傍聴者入り口で住所氏名を記入するだけで傍聴できます。傍聴席は78席あり、そのうち車いす用が6席あります。傍聴する際は、守っていただく注意事項があります。また、委員会の傍聴については、市役所本庁舎6階議会事務局へお越しただければ、職員がご案内します。本会議についてはインターネットで視聴することもできます。

■広報

かしわ市議会だより
市議会の審議の要旨や結果を、定例会終了約1カ月後に新聞折り込み等で配布しています。

●会議録

本会議における議員の質問や市長等による答弁は、会議録として記録されています。会議録は、図書館本館・分館や柏市行政資料室(市役所本庁舎1階)、行政資料コーナー(沼南庁舎1階)、インターネットなどで閲覧することができます。

●ホームページ

市議会のホームページには、会議中継(ライブ・録画)、議員名簿、会議録、議会報などが掲載されています。

もっと詳しく

■一問一答制(☆1)

議員からの質問は、条例、予算などの議案に対するものと、市政全般についての質問があります。柏市議会ではこれらをお互いに「質疑並びに一般質問」として同時に実施しています。従来は議員が全項目の質問を行った後市役所が全質問に対する答弁を行い、2問目以降もこれを継続する一括質問一括答弁制をとっていましたが、議論の明朗化及び内容の充実を目的に、2問目以降について一問一答制を導入しました。

■議案等の賛否公表(☆2)

従来の起立採決には各議員の賛否が把握しづらい面がありました。今回導入した採決システムは、各議席に設置されたボタンを押すことで賛否を表します。システム導入により各議員の賛否の状況を正確かつ迅速に集計・記録し、結果をスクリーン等に表示できるようにしました。

■資料掲示(☆3)

質問・答弁をよりわかりやすくするためにプロジェクター及び150インチスクリーン(議長後方)、65インチモニター(議場両側面)を設置するとともに、置くだけで資料をスクリーンに投影できる書画カメラを設置しました。

項目	内容	導入・開始時期
1 一問一答制(☆1)	議員と市役所のやり取りを一問一答にすることで、議論をわかりやすくしました。	平成20年3月定例会
2 議場貸し出し 議場見学	市主催・共催事業の会場として本会議場の貸し出し及び議場見学を開始しました。	平成22年6月定例会
3 議案等の賛否公表(☆2)	透明性を高めるため、どの議員がどの議案等に賛成、反対しているかをホームページや会議録で公開しています。	平成22年12月定例会
4 委員会の傍聴	委員会の傍聴席は室内スペースの関係上10席でしたが、別室でも審査の様子がわかるように、モニターを設置しました。	平成22年12月定例会
5 資料掲示(☆3)	本会議場にプロジェクター及びモニターを設置し、パソコンや書画カメラを使って補足資料を投影できるようにしました。	平成22年12月定例会
6 政務調査費の公開	平成22年度交付分からの政務調査費収支報告書の写しを本庁舎の行政資料室で閲覧できます。また、政務調査費による視察関係書類は、議会事務局へ申し出があれば閲覧できることとしました。	平成23年度から
7 議員の自由討議	議員と市役所間だけでなく、議員間で相互に意見を述べるために、議員提出議案等の審議に導入しました。	平成23年3月定例会
8 委員会の原則公開	傍聴の際、傍聴席の範囲内(委員会室10席、控室20席)では、原則委員長の許可を必要としないことにしました。	平成23年3月定例会
9 政策条例の提案(超党派)(☆4)	・がん対策基本条例 ・自殺対策推進条例	平成23年3月定例会 平成23年6月定例会
10 政策条例の提案(委員会)(☆4)	・空き家等適正管理条例	平成23年6月定例会
11 反問権の付与(☆5)	本会議中の質疑並びに一般質問及び委員会において市役所に反問権を付与しました。	平成23年6月定例会
12 請願説明会	試行的に請願内容について請願者もしくは紹介議員から議会に説明をできる機会を設けました。	平成23年6月定例会